

資料紹介

「高森町瀬井家資料所収の甲斐有雄の道標建設関連資料について」

熊本県博物館ネットワークセンター

古澤 広大

はじめに

本稿は、熊本県博物館ネットワークセンターが所蔵している高森町瀬井家資料（以下、「瀬井家資料」）のうち、甲斐有雄⁽¹⁾の道標建設に関する資料の紹介を目的とする。

瀬井家資料は、高森町尾下の甲斐家にまつわる資料であり、甲斐家の親戚かつ、有雄の子孫にあたる瀬井家に伝来したものである。資料の大半は多々野村の頭百姓を務めた甲斐大助と、その子で村会議員等を務めた有雄に関するものであり、村政や家政に関する帳簿や書簡、日記が多くを占めている⁽²⁾。また、瀬井家資料に関連して、「高森町久々宮家資料」がある。こちらにも甲斐有雄に関する資料が含まれていて、有雄の和歌に関するものが多い。久々宮家もまた、有雄の子孫にあたる。

甲斐有雄については後述するが、『肥後先哲偉蹟』をはじめ、書籍や記事⁽³⁾などで紹介されており、その経歴のなかでも特に道標の建設によって著名である。また、熊本県近代文化功労者として顕彰されているのも、道標の建設に因ってである。熊本県博物館ネットワークセンターにおいても、過去の展示で複数回、有雄を採りあげ、その業績を紹介している⁽⁴⁾。しかし、有雄自身や道標建設のこと自体は広く知られてはいても、有雄が道標建設にあたって記録を書き残し、それが現代まで伝来していることは未だ広く知られていないようにも思われる。

そこで本稿では、甲斐有雄の道標建設について、有雄の経歴と道標建設に

ついて概観しつつ、道標建設関連資料を紹介することとしたい。

なお、本稿では読み取りの便を図り翻刻を付した。翻刻にあたっては、可能な限り原史料の体裁に従ったが、表記の都合上変更した箇所がある。また、字体は原則として常用漢字に改めた。

第一章 甲斐家の系譜と甲斐有雄の略歴

甲斐家の系譜は瀬井家資料の中に複数存在する系図によって伝えられている⁽⁵⁾。図一の略系図で示した通り、甲斐家は藤原氏を称した肥後菊池氏の末裔とされており、菊池氏の傍流で戦国時代に阿蘇大宮司家の重臣を務めた、御船城主甲斐親直（宗運）を祖とし、その子の隆玄が御船陥落後に尾下に住んだと伝えている⁽⁶⁾。系図では隆玄の孫、喜左衛門⁽⁷⁾を甲斐家の初代とし、寛永九（一六三二）年に尾下村庄屋を命ぜられ、多々野に住んだとしている。のちに喜左衛門の曾孫にあたる利右衛門が尾下村広戸谷の土地を購入して開墾し、移住した⁽⁸⁾。

甲斐有雄は利右衛門の曾孫にあたり、多々野村の頭百姓を務めた大助の二男として、文政一二年に生まれた。通称は亀右衛門、諱は兼親といった。主な経歴は表一の通りである。嘉永三（一八五〇）年に家督を相続した有雄は、慶応元（一八六五）年に尾下天満宮の巫職となり、同四（一八六八）年には社守職に任じられている。また、同じ年に熊本藩⁽⁹⁾から御郡簡として召抱えの上、苗字帯刀を許され、名を亀右衛門から有雄へ改めている。一八七〇（明

治三)年の藩政改革の際には河原組与長に、一八七三(明治六)年には地租改正に伴い地券取調掛に任じられ、一八七五(明治八)年に尾下小学校世話方、一八七八(明治一一)年に総代や学校世話方を務め、一八七九(明治一二)年には村会議員に選出されている¹⁰⁾。

右のように、有雄は地域の役職を歴任しているが、その経歴のなかでも特筆されるものが、道標の建設である。

第二章 道標の建設に関する資料

ここからは、有雄の道標建設と、道標建設に関係する資料について採り上げることにする。

甲斐家は代々、尾下村において農業を営んでいたが、有雄はその傍ら石工として働き、墓碑や神仏像を製作している。有雄が生まれ育った当時の阿蘇郡は、原野が広がる中を縦横無尽に小道が通っているという状況であり、旅人には特に不便をきたしていたようである。そのため、有雄は道案内として道標を建設して交通の不便を解消しようと志し¹¹⁾、文久元(一八六一)年より製作を始めた。設置された場所は広範囲にわたり、地元のア蘇郡をはじめ、隣接する上益城郡、飽託郡、宮崎県西臼杵郡、大分県直入郡にも広がっている¹²⁾。

右のような経緯で有雄の道標建設は始まったが、主に関係する資料を表二に掲げる。多くは道標建設を表彰したものや、その文面を書き写したものが、有雄自身が建設の際に記録した資料がある。それが図二から図四に示した「道標建設記」である。道標建設に関する記述は、他にも日記等において断片的に見られるが、設置した道標について詳しく記録した資料は、瀬井家資料においてはこの一冊のみである。

「道標建設記」は縦七・八センチ、横一五・六センチの帳面で、朱色の罫線を引いた三七丁の紙を綴じている。表紙(図二)が目新しく見えるが、こ

れは平成初期に甲斐有雄について調査を行った富高則夫氏が瀬井家資料の一部を補修したためである¹³⁾。

「道標建設記」は、一八八四(明治一七)年六月から一八八六(明治一九)年三月ごろの間に建設された道標の記録で、千一番から千三百六十六番までの三六六基の道標について地区ごとに記録している。記録されている地域は上益城郡河原村を別にすれば全て阿蘇郡に属する町村で、現在は高森町・南阿蘇村・西原村・大津町・山都町の区域となっている¹⁴⁾。第一丁(図三)には「道標建設記」の題と前書きがあつて、その内容から、道標建設が文久元年から始まった事、明治一七年五月時点で設置した道標が千基に達したことがわかる。

第二丁からは道標の設置場所が記録されている。図三は阿蘇郡中松村字中村(現・南阿蘇村大字中松)に設置された道標を記録した箇所で、上段に碑銘、中段に番号、下段に設置場所を記し、続けてその地区に設置された道標の数と、建設に協力した人物の氏名が持方や現夫として記されている。このように記録された道標は、長い年月の間に撤去されたり、他所へ移されたりしたものもあるが、表三で示したように、一部は今でも現地で見る事ができる。

有雄は一八〇九(明治四二)年に死去するが、生涯に建てた道標の数は、一九〇七(明治四〇)年には一八二四基、一九〇八(明治四一)年には一八七〇基あまりに達したと言われる¹⁵⁾。

前述のように、道標建設は有雄が自主的に始めた事業だが、そのため有雄は熊本藩や熊本県などから度々褒賞を受けている。

図五の「甲斐有雄履歴断簡」は熊本藩が有雄を表彰したときの文書を記録したものである。この資料は冒頭が欠落し宛名が不明かつ年の表記がないが、ほぼ同じ文面の資料が『肥後先哲偉蹟後編』に収録されている¹⁶⁾。『肥後先哲偉蹟』の文を見ると、五〇ヶ所あまりの道標を建てたことに対し、鳥目一貫

五百文の褒美を与えることが南郷郡代から伝達されている。また、冒頭には有雄の旧名「亀右衛門」があり、末尾には慶応二（一八六六）年の年号が記されている。このことは熊本藩の褒賞記録『町在』に収録された文書からも裏付けられ、郡目附付横目の倉岡運作によって「農隙休日之時分追分之ヶ所々江道標五拾五ヶ所程何方通りを石ニ彫付建方いたし候」、「誠ニ奇特成志」と報告されている¹⁷⁾。

その後も道標建設は続けられたが、関係する資料として図六から九を掲げる。図六は一八七三（明治六）年に白川県¹⁸⁾から授与された「褒賞状」で、野尻郷（現高森町）で道標を建設したことに対して与えられたものである。図七は「甲斐有雄履歴写」の一部で、一八八一（明治一四）年に表彰されたときの文を写したものである。図八の「褒賞状」は一八八六（明治一九）年に熊本県から再び表彰されたときのものである。そして図九は「甲斐有雄履歴写」の一部で、一九〇二（明治三五）年七月宮崎県から道標建設によって表彰された際の文を書き写した資料である。以上の四点の資料に書かれているように、道標建設は廃藩置県以後も藩政時代同様に表彰され、金品が授与されていたことがわかる。

右のように、藩や県から複数回にわたって表彰された道標建設であるが、「地方有志も亦詩歌物品等を寄贈して、其篤行を称誉したり」¹⁹⁾と記録されているように、有雄の業績は地域住民からも評価されていた。それを示す資料が、図六の長野一誠から有雄へ贈られた書簡である。長野は天保五（一八三四）年、阿蘇郡久木野村河陰（現南阿蘇村）に生まれ、熊本県会議員、衆議院議員を務めたほか、南郷において教育・産業・土木の振興に尽力した人物として知られており、一九六八（昭和四三）年には熊本県近代文化功労者として顕彰されている²⁰⁾。書簡では「多年之心懸ニテ阿蘇郡南郷地方原野細路ニ至迄数百本之道標ヲ御建設有之自他之人民其便ヲ得候」と、有雄の道標建設により人々が便利を得ていることを述べ、「其勞ヲ謝スルノ為」として

金品を贈ると伝えている。贈った物は別紙の目録に金三円、および拾一枚が記されている。

このほか、新聞や雑誌においても有雄の道標建設は記事として紹介され、有雄は複数の新聞記事を自らの履歴とともに書き写している。そのうち、明治三二年九月一二日付けの九州日日新聞では、有雄が七〇歳を越えてもなお道標製作を続けていることに触れ、「実に得難き奇特の人と云べし」²¹⁾と述べている。

おわりに

ここまで甲斐有雄の残した資料の中から、道標建設に関するものを採りあげ、有雄の略歴や道標建設にも触れつつ資料の内容について紹介した。前述のように、「道標建設記」には地区ごとに、設置した道標の碑面と番号、地名、合計数を記録し、運搬協力者の氏名を詳細に書き残している。建てられた道標全体から見ればごく一部で、実際に残されている道標との食い違いもあるが、書き留められた記録から「細道は、千股に別れ、一度踏迷ふ時は、其行方分け難し」²²⁾と言われた当時の交通事情が窺われる。また、道標建設に対する褒賞状や新聞記事の内容が書き残してあって、それらの資料では有雄が数多くの道標を建て、その為に道に迷うことがなくなったことが奇特な行いであることを賞賛している。

今回採り上げた資料は、瀬井家資料の中でも特に道標に関するごく一部である。他に有雄は多くの日記や覚帳を残していて、この中にも部分的に道標に関する記録が含まれていることがわかつている。これら日記類の調査をさらに進めることができれば、有雄の道標建設がどのように行われたか、より詳しい経緯を明らかにできるだろう。

謝辞

本稿作成にあたって、熊本県博物館ネットワークセンター並びに熊本県立図書館の職員の皆様には資料提供をいただいたほか、多数の助言をいただきましたので、この場を借りて御礼申し上げます。

註

- (1) 慶応四（一八六五）に改名するまでの名乗りは「亀右衛門」であるが、本稿では全て「有雄」で統一する。
- (2) 熊本県地域振興部文化企画課『熊本県文化企画課松橋収蔵庫資料目録V。1. 3』三頁。なお、瀬井家・久々宮家の資料一覧についても同書参照。
- (3) 甲斐有雄を紹介している資料として、参考文献で示したものの他には『彰善会誌』第二〇号（彰善会本部、一八九九年）、今村惟俊『甲斐有雄翁事蹟 郷土に灯をともした人』（一九八七年）、『くまもとの心 中学年用』（熊本県教育委員会、一九八八年）、富高則夫『祈りの郷』（一九九九年）、高森町『広報たかもり』などがある。
- (4) 甲斐有雄を採りあげた展示としては、「ふたつの明治十年日記 神官・石工が記した西南戦争」（二〇一〇年）、「知られざる明治の熊本人」（二〇一八年）、「甲斐有雄と石道標」（二〇二〇年）がある。
- (5) 瀬井家資料に含まれる系図は以下の通り。「甲斐亀右衛門一代節用記」（HH二一—〇〇〇〇五八）、「甲斐元祖系図」（HH二一—〇〇〇〇一四一）、「甲斐家瀬井家系図」（HH二一—〇〇〇〇一四二）、「菊池家系図」（HH二一—〇〇〇〇一四四）、「甲斐氏系図」（HH二一—〇〇〇〇一四五）、「甲斐家系図」（HH二一—〇〇〇〇三七八）。
- (6) 「甲斐亀右衛門一代節用記」（瀬井家資料、HH二一—〇〇〇〇三二）の系図では甲斐宗運を「藤原道隆ヨリ十四代目菊池次郎肥後守武房子甲斐ノ六郎肥後守武本ヨリ十代之孫ナリ御船城主トナリ」、隆玄を「御船落城ニ付浪人シテ野尻尾下下山ニ住居ス」としている。
- (7) 「甲斐亀右衛門一代節用記」の系図では隆玄の孫とされているが、「甲斐家瀬井家系図」（HH二一—〇〇〇〇一四二）では長男としている。
- (8) 瀬井家資料「甲斐家系図」（HH二一—〇〇〇〇二四六）「自身ハ広戸谷買求メ而●ニ宝暦十年辰ノ春開宅地而儲屋ヲ住シ」
- (9) 細川家の統治領域は肥後藩、細川藩などと通称され、一八六九（明治二）年の版籍奉還に伴って「熊本藩」の名称が正式に定められるが、本稿ではすべて熊本藩で統一する。
- (10) ここまでの有雄の経歴については「甲斐有雄詠集」（HH二一—〇〇〇〇五八）所収の「甲斐有雄一代記」の記述に依った。
- (11) 『肥後先哲偉蹟後編』四〇二—四〇三頁「抑阿蘇郡山東部の地は、大阿蘇の外輪山にして、広漠原野際界限なし、此間に野尻草部柏菅尾馬見原波野座山等の村落点在せる故道路路険悪、加ふるに牧童樵夫の往来する、無数の小径岐路、縦横に交叉連絡し、其の三又十字の路頭にて、旅人の困惑を来すこと往々あり、我有雄翁是を憂ひ、若年の時より指導標を建設して、迷路者の難を除かんと志し」。
- (12) 『熊本県近代文化功労者』三二二頁。
- (13) 富高則夫編『広野の灯 甲斐有雄翁伝』九一—一〇頁。
- (14) 草部・永野原・菅山・芹口・下切（以上、現高森町）・宮山・小森・下小森・布田・鳥子・河原（以上、現西原村）・岩阪（現大津町）・中・中松・吉田新町・吉田・両併（以上、現南阿蘇村）・竹原（現山都町）の諸町村。
- (15) 『肥後先哲偉蹟後編』四〇〇、四〇三頁。なお、富高則夫氏は『広野の灯』四三頁で、道標は番号が不明のもの、重複するものが相当数見られることから、総数は二千基に達するのではないかと推測している。
- (16) 『肥後先哲偉蹟後編』四〇一頁に左の資料がある。

亀右衛門

右ハ波野原道筋数条有之、諸人迷惑致候ニ付、追分二十五ヶ所之道標ヲ建方致シ、往來之諸人逸稜之為ニ相成、奇特之至ニ付、鳥目一貫五百文被下置候、

右之通選舉方御奉行中ヨリ被及御達候条、此段被相渡、御受之儀可被相達候以上、

四月廿六日慶応二年 御郡代中

楠田順喜殿

(17)「覚」(永青文庫細川家文書、熊本大学附属図書館寄託『慶応二年 町在』、熊本県立図書館複製本一九四八)、目録番号一〇・三・二―一二九。

(18)熊本藩は一八七一年(明治四)の廃藩置県によつて熊本県となるが、その後、北の熊本県と南の八代県とに分割される。熊本県は一八七二年(明治五)に県庁移設に伴つて白川県と改称、翌一八七三年(明治六)に八代県を合併、一八七六年(明治九)には再び熊本県と改称し、現在に至つてゐる。『熊本県市町村合併史(三訂版)』九二―九七頁参照。

(19)『肥後先哲偉蹟後編』四〇三頁。

(20)経歴、事績については『肥後先哲偉蹟』五五〇―五五二頁、および『熊本県近代文化功労者』六三五―六四三頁参照。

(21)瀬井家資料「九州日日新聞記事写」(HH一―〇〇〇二五三)。このほか、瀬井家資料中には「甲斐有雄履歴写」(HH一―〇〇〇一四七)に明治一〇年の熊本新聞、「甲斐有雄履歴写」(HH一―〇〇〇一四八)に明治三四年の日州独立新聞、「甲斐有雄履歴写」(HH一―〇〇〇二五二)に明治一四年の熊本新聞、「報知新聞記事写」(HH一―〇〇〇二五五)に明治四年く九年の記事の写しがある。

(22)『肥後先哲偉蹟』四〇〇頁。

参考文献

「覚」(永青文庫細川家文書、熊本大学附属図書館寄託『慶応二年 町在』、熊本県立図書館複製本一九四八)
武藤巖男『肥後先哲偉蹟後編』(肥後先哲偉蹟後篇刊行會、一九二八年)
松本雅明『肥後読史総覧 上巻』(鶴屋百貨店、一九八三年)
高森町史編さん委員会『高森町史』(熊本県阿蘇郡高森町、一九七九年)
熊本県教育委員会『熊本県近代文化功労者』(熊本県教育委員会、一九八一年)

富高則夫『広野の灯 甲斐有雄翁伝』(一九九五年)
熊本県地域振興部文化企画課『熊本県文化企画課松橋收藏庫資料目録Vol. 3』(熊本県地域振興部文化企画課、二〇〇七年)
熊本県総務部市町村局市町村行政課『熊本県市町村合併史(三訂版)』(熊本県総務部市町村局市町村行政課、二〇一二年)

ウェブサイト

熊本県「市町村合併史」(二〇二二年一月一九日最終閲覧)
<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/12/82485.html>

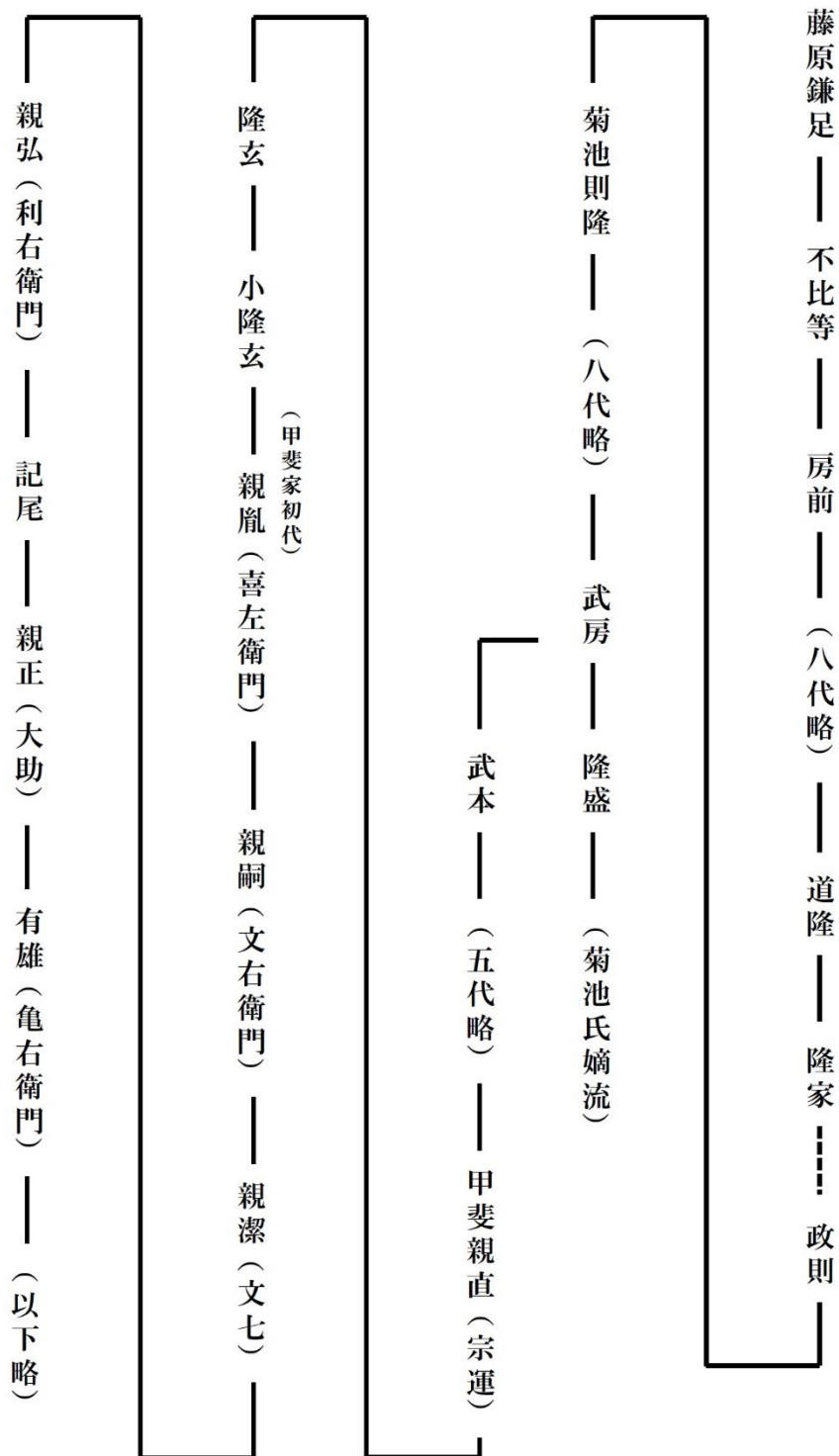


図1 甲斐家略系図

※『肥後読史総覧 上巻』（鶴屋百貨店、1983）34～38頁「中世諸氏系図 菊池氏」、71～73頁「中世諸氏系図 甲斐氏」、高森町瀬井家資料「甲斐亀右衛門一代節用記」（HH21-000058）、「甲斐元祖系図」（HH11-000141）、「甲斐家瀬井家系図」（HH11-000142）、「甲斐家系図」（HH11-000246）を基に作成。

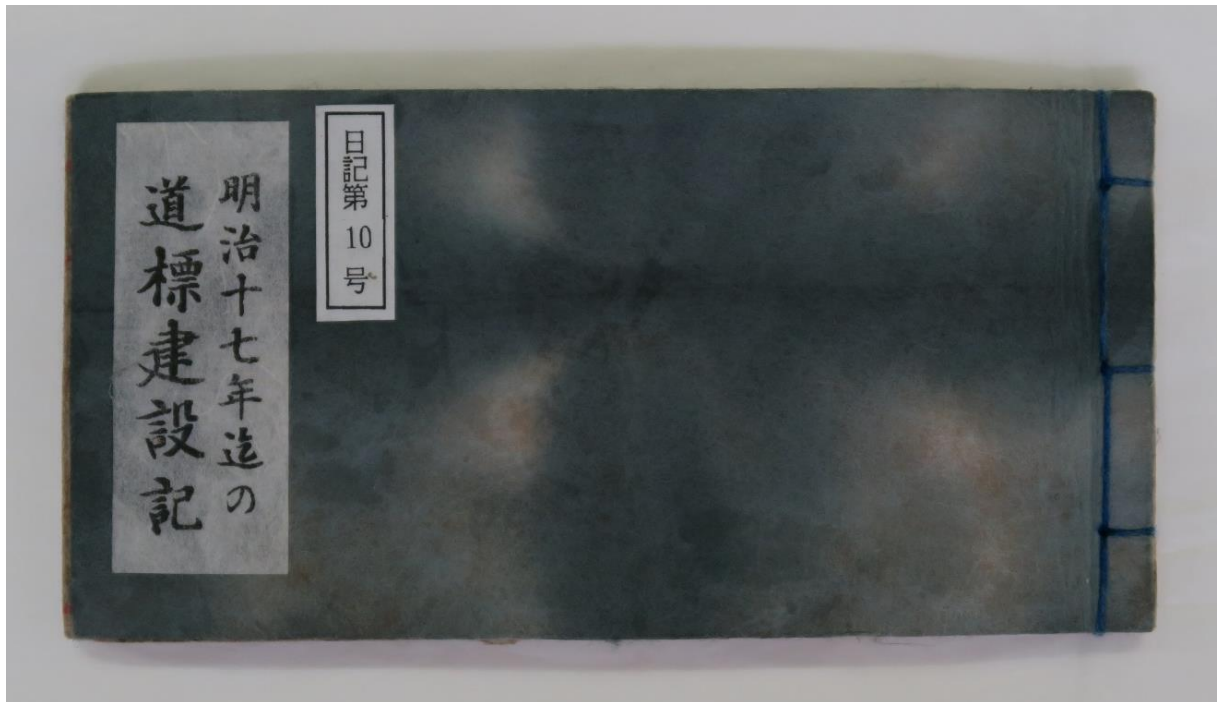
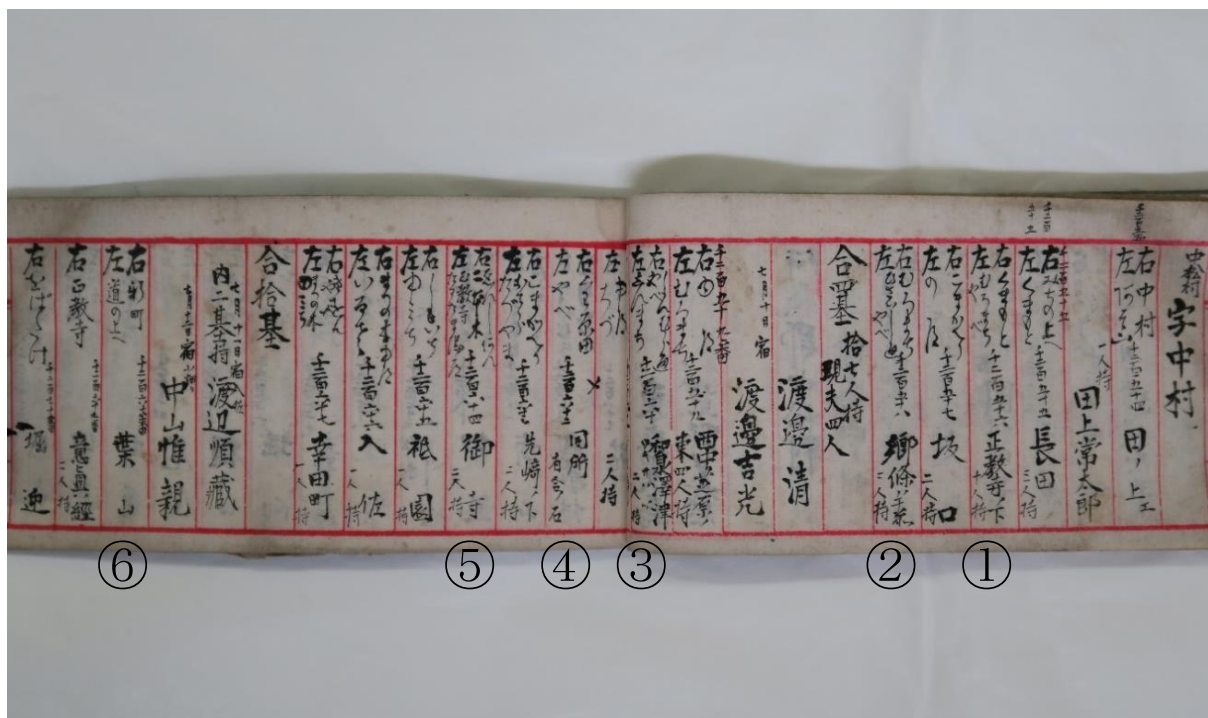


図2 道標建設記（表紙）

(HH11-000117)



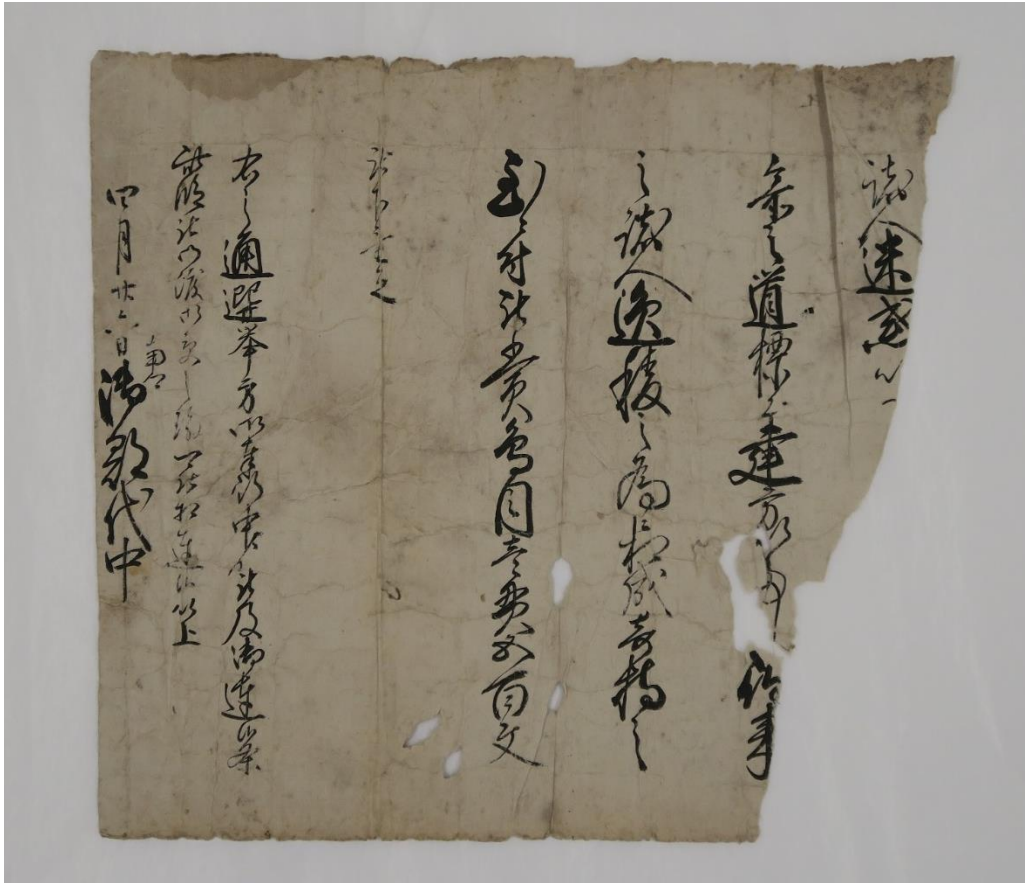
図3 道標建設記 第1丁



(熊本県博物館ネットワークセンターで撮影したものを加工)

⑥		⑤		④		③		②		①	
左	右	左	右	左	右	左	右	左	右	左	右
道の上へ	新町	たるとま湯道	ゑんしあん 二本木	やべ	くわ原田	志んまち	しんむら通 やべ	ひさいし通 やべ	むろまち	むろまち	くまもと
	千二百六十八番		千二百六十四		千二百六十二		千二百六十		千二百五十八		千二百五十六
葉山		御寺		同所		和泉澤津 ワキサハツ		郷条ノ手前		正教寺ノ下	
		二人持		有合ノ石		二人持		二人持		十人持	

図4 道標建設記 第27～28丁



(前欠)

諸人迷惑(以下欠損)

ケ所之道標を建方いたし往来

之諸人逸稜之為ニ相成奇特之

至ニ付被賞鳥目老貫五百文

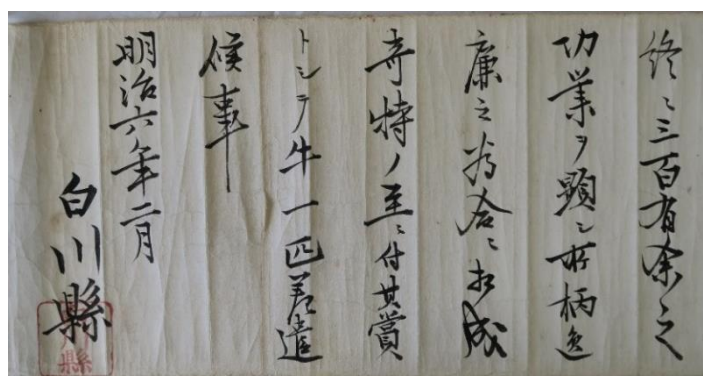
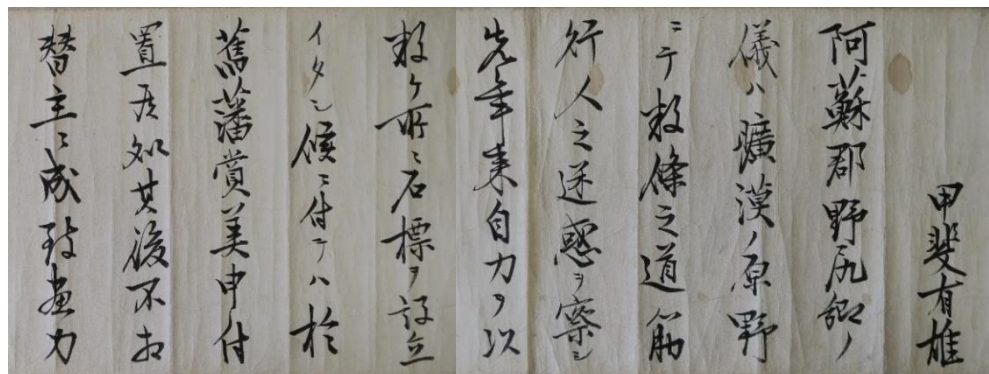
被下置候也

右之通選舉方御奉行中^{ヨリ}被及御達候条

此段被御渡御受之儀可被相達候以上

四月廿六日 南郷御郡代中

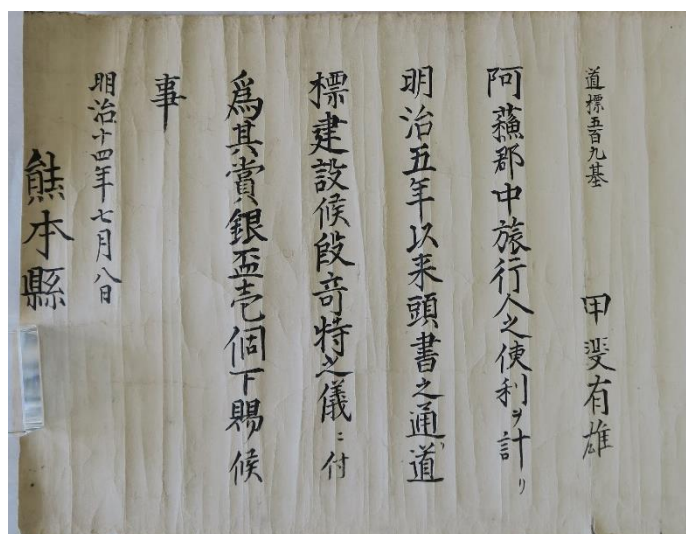
図5 [甲斐有雄履歴断簡]



(HH11-000143)

甲斐有雄
阿蘇郡野尻郷ノ
儀ハ曠漠ノ原野
ニテ数条之道筋
行人之迷惑ヲ察シ
先年来自力ヲ以
数ヶ所ニ石標ヲ設立
イタシ候ニ付テハ於
旧藩賞美申付
置候処其後不相
替主ニ成致尽力
終ニ三百有余之
功業ヲ顕シ所柄逸
廉之為合ニ相成
奇特ノ至ニ付其賞
トシテ牛一匹差遣
候事
明治六年二月
白川県 (朱印)

図6 褒賞状



(HH11-000147)

図7 [甲斐有雄履歴写]

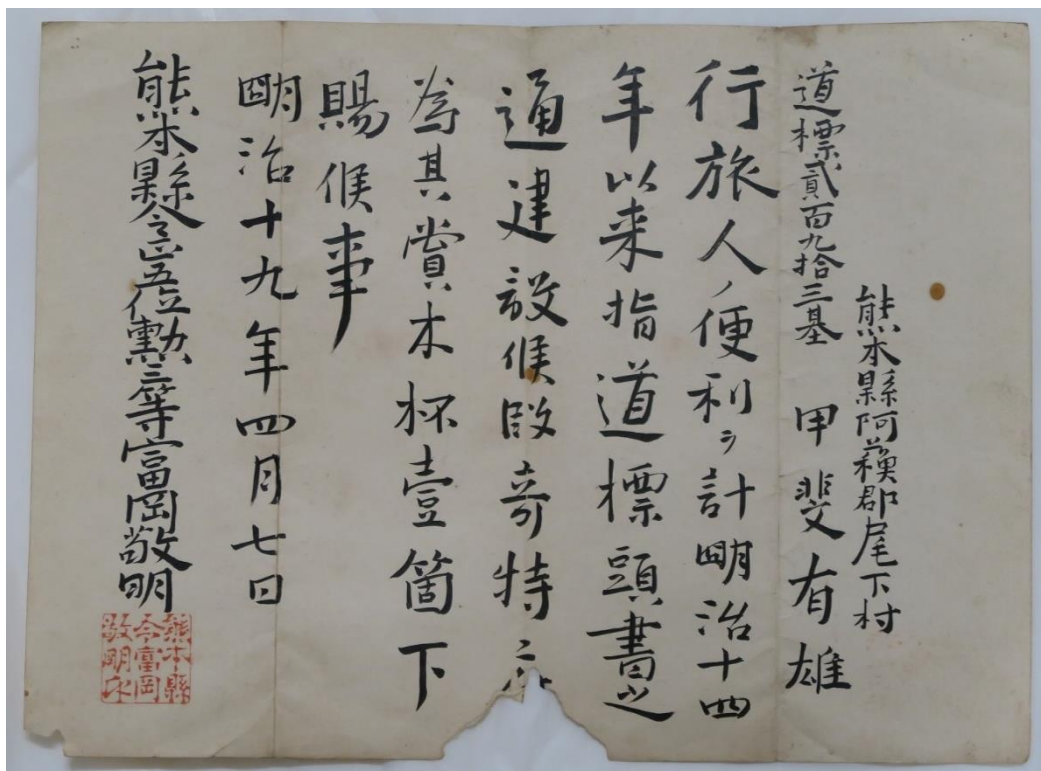


図8 褒賞状

(HH11-000136)

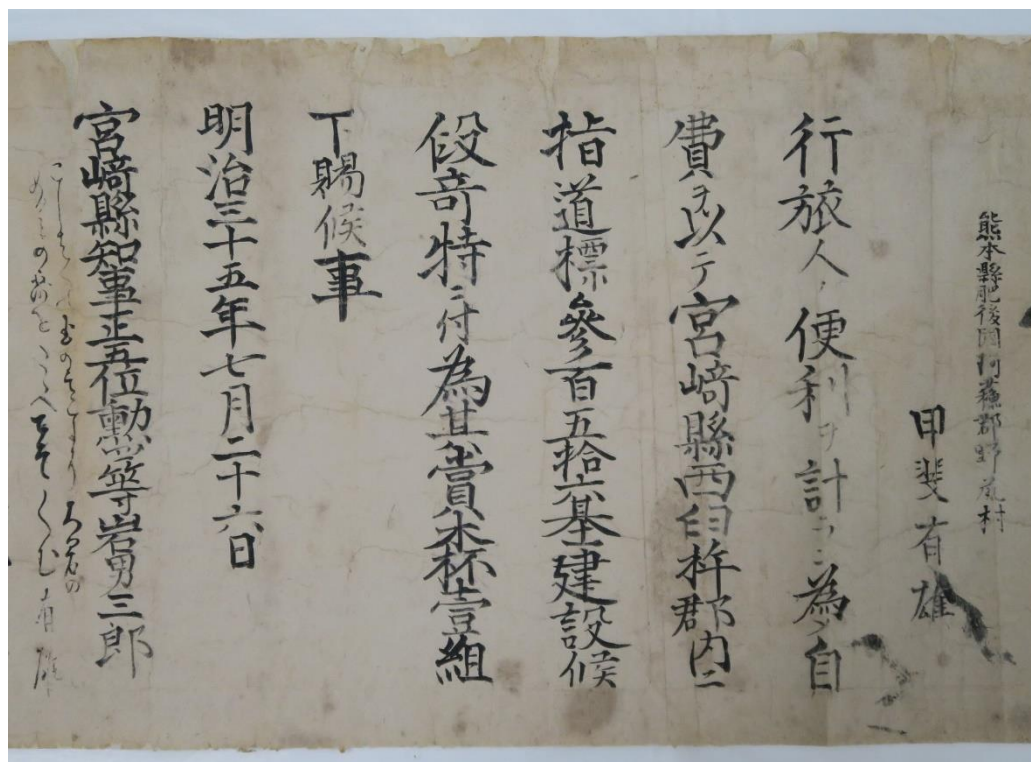
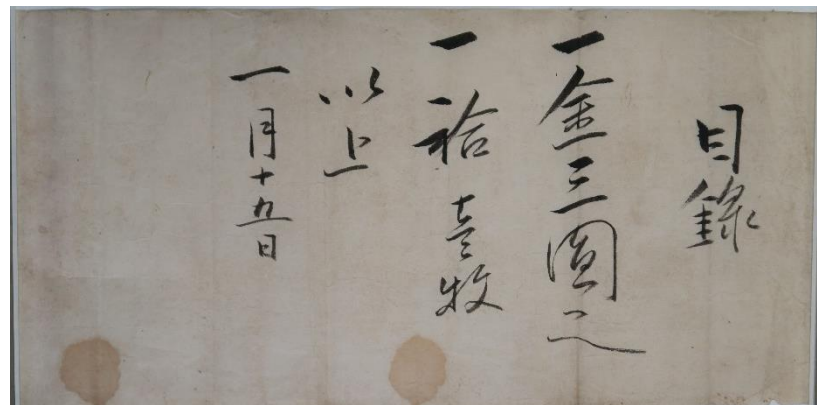
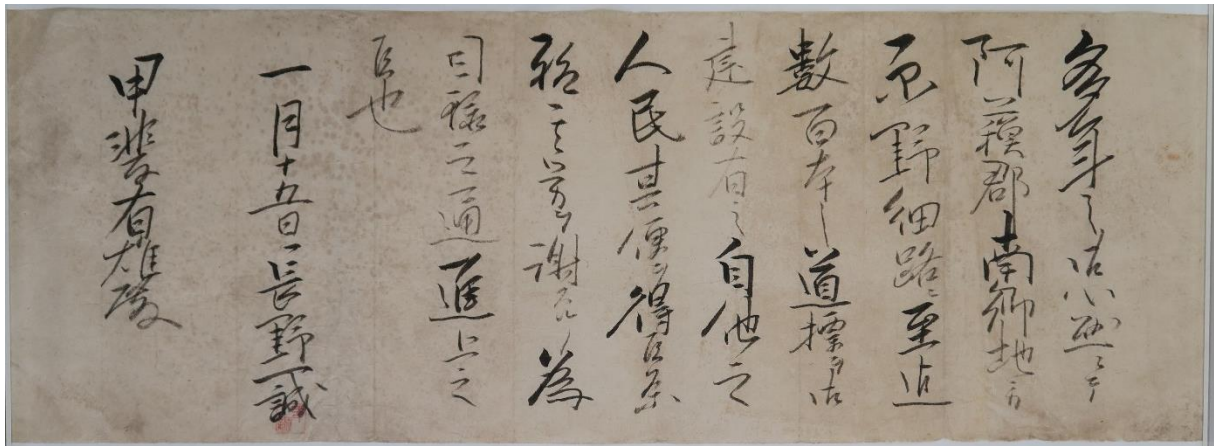


図9 [甲斐有雄履歴写]

(HH11-000148)



(HH11-000366)

多年之心懸ニテ
阿蘇郡南郷地方
原野細路ニ至迄
數百本之道標ヲ御
建設有之自他之
人民其便ヲ得候条
然其勞ヲ謝スルノ為
目録之通進上之
候也
一月十五日 長野一誠（朱印）
甲斐有雄殿

目録
一、金三円也
一、拾 壹枚
以上
一月十五日

図10 書簡

年号	事項
文政二年（一八二九）	八月一日、出生
嘉永三年（一八五〇）	家督を相続
文久元年（一八六一）	石道標の建設を始める
慶応元年（一八六五）	二月、尾下村天満宮巫職となる
慶応二年（一八六六）	四月、道標建設の功績により熊本藩より表彰、壹貫五百文を与えられる
慶応四年（一八六八）	二月、尾下天満宮社守職となり、萌黄地装束着用を許可される。七月、熊本藩より郡簡に召抱えられ、苗字帯刀を許可、名を亀右衛門から有雄へ改める
明治三年（一八七〇）	八月、河原組与長に任命される
明治六年（一八七三）	二月、道標建設の功績により白川県から表彰、牛一頭を与えられる。五月、地券調御用掛に任命。九月、多々野村・久保村・下山村用聞に任命
明治八年（一八七五）	四月、尾下小学校世話方に任命
明治九年（一八七六）	九月、熊本県から石工職営業免許を受ける
明治十年（一八七七）	政府軍の軍夫として徴用、西南戦争に従軍する
明治十一年（一八七八）	二月、氏子惣代・村惣代・門徒惣代・学校世話方となる
明治十二年（一八七九）	村会議員に当選
明治十四年（一八八一）	七月、道標建設の功績により熊本県から表彰、銀盃一個を与えられる
明治十九年（一八八六）	四月、道標建設の功績により熊本県から表彰、木杯一個を与えられる
明治三十五年（一九〇二）	七月、道標建設の功績により宮崎県から表彰、木杯一組を与えられる
明治四十一年（一九〇八）	野尻村津留に「甲斐有雄君之碑」が建立される
明治四十二年（一九〇九）	一月一四日、死去
昭和三十三年（一九五八）	熊本県近代文化功労者（第十一回）として顕彰

表1 甲斐有雄略歴

※「甲斐有雄詠集」（HH21-000058）より作成

コレクション名	資料番号	資料名称	作成年月日	差出・作成者	宛先	法量	資料内容
高森町久々宮家資料	HH21-000058	甲斐有雄詠集	[明治31年]	甲斐有雄		24×16	「甲斐有雄一代記」のほか、「甲斐有雄一代集」など有雄が詠んだ和歌が記されている
高森町瀬井家資料	HH11-000117	道標建設記	明治17年	甲斐有雄		7.8×15.6	建設した道標に関する簡歴が記されている(明治17～同19年)
高森町瀬井家資料	HH11-000134	[甲斐有雄履歴写]	[明治時代]		甲斐有雄	18.0×101.0	辞令・褒賞の写し。 明治6年2月石標設立に付き牛一頭の褒賞 石標建設の報連(『報知新聞』第44号) 明治6年5月地券調御用掛仰せ付け 明治6年9月多田野村他2村用聞申し付け 明治6年4月尾下小学校世話方申し付け
高森町瀬井家資料	HH11-000136	[褒賞状](道標建設について)	明治19年4月7日	熊本縣令富岡敬明	甲斐有雄	22.9×30.8	道標を293基建設した功績により木杯一個を下賜される
高森町瀬井家資料	HH11-000143	[褒賞状](石標建設について)	明治6年2月	白川県	甲斐有雄	22.0×120.0	石標建設の功績に付き、白川県から牛一匹を下賜される
高森町瀬井家資料	HH11-000147	[甲斐有雄履歴写]	[明治時代]		甲斐有雄	17.5×83.0	辞令などの写し。 明治9年9月石切職免許鑑札 明治10年7月石標建設の報連(『熊本新聞』第161号) 明治11年3月村惣代 明治14年7月道標建設に付銀盃1個褒賞 など
高森町瀬井家資料	HH11-000148	[甲斐有雄履歴写]	[明治時代]		甲斐有雄	18.0×198.0	褒賞などの写し。 明治34年8月「道しるべの寄附」(『宮崎日州獨立新聞』) 明治35年7月道標建設の功績に付き木杯壹組を下賜 明治39年10月日露戦争の際軍需品を寄附したことへの褒賞 など
高森町瀬井家資料	HH11-000249	[甲斐有雄履歴断簡]	[明治時代]			17.5×19.5	年次4月26日、南郷御郡代中より道標建設に対する賞美
高森町瀬井家資料	HH11-000252	[甲斐有雄履歴写]	[明治時代]			18.1×91.6	石標建設に付き県庁から銀盃を貰ったことを報じる『熊本新聞』明治14年第1058号の記事など
高森町瀬井家資料	HH11-000253	[九州日新聞記事写]	[明治時代]			17.7×46.7	長年にわたる石標建設の功績を報じる『九州日日新聞』明治32年9月12日5451号の記事など
高森町瀬井家資料	HH11-000255	[報知新聞記事写]	[明治時代]			26.3×39.0	甲斐有雄の石標建設を称えた『報知新聞』第44号を書写したもの
高森町瀬井家資料	HH11-000256	[甲斐有雄履歴断簡]	[明治時代]			22.8×7.7	嘉永何年苗字差許さる、慶応2年道標建設に付き藩奉行より金一貫五百文賞与せらる
高森町瀬井家資料	HH11-000284	[甲斐有雄履歴断簡]	[明治時代]			17.8×17.6	道標建設の功績を称える
高森町瀬井家資料	HH11-000293	道標建設二付宿茶口氣付等 志之所上申記	[江戸末期]			13.0×36.4	道標建設の際に宿・茶を提供した者の名簿
高森町瀬井家資料	HH11-000366	書簡(道標建設の賞美)	[明治時代]1月15日	長野一誠	甲斐有雄	18.0×50.7	道標建設の労を謝して、金三円など進呈する
高森町瀬井家資料	HH11-000380	[甲斐有雄履歴写]	[明治時代]			21.7×91.7	褒賞などの写し。 明治19年4月木杯一個を下賜 『彰善会誌』20号「甲斐有雄氏の道標建設」 009-276の録き

表2 道標関係資料

※凡例

本表中の「建設時期」は、図四で表示している番号と対応している。南阿蘇村が現地に設置した標柱の表記を参照したものである。

番号	所在地	建設時期	道標建設記の番号	画像	碑銘
②①	南阿蘇村大字中松 寺坂水源	明治一八八五年七月 (一八八五年七月)	一二五八番※1		左右 やむろい※2 べさろいし 有雄
③	南阿蘇村大字中松 湧沢津水源	同右	一二六〇番		左右 きをん しやべん ま 千二百六十
④	南阿蘇村大字中松	同右	一二六二番※3		桑原田 左 べや
⑤	南阿蘇村大字中松	明治一八八五年七月 (一八八五年七月)	一二六四番カ		右 ゑんしあん※4 左明治十八年甲斐有雄 たるとまゆ道
⑥	同右	同右	一二六八番		右千二百八十八号 志んま 左みちのう松村 甲へ村 有

表3 南阿蘇村道標

※1 下「一」とある。寺坂水源は正教寺の前にあり、「正教寺」の碑銘から一二五八番と推測したが、図四には「郷条ノ手前」とある。寺坂水源は正教寺の前にあり、「正教寺」の碑銘から一二五八番と推測したが、図四には「郷条ノ手前」とある。寺坂水源は正教寺の前にあり、「正教寺」の碑銘から一二五八番と推測したが、図四には「郷条ノ手前」とある。

※2 碑「一二五八番」は、本表の「建設時期」は、図四で表示している番号と対応している。南阿蘇村が現地に設置した標柱の表記を参照したものである。

※3 碑「一二六二番」は、本表の「建設時期」は、図四で表示している番号と対応している。南阿蘇村が現地に設置した標柱の表記を参照したものである。

※4 碑「一二六四番」は、本表の「建設時期」は、図四で表示している番号と対応している。南阿蘇村が現地に設置した標柱の表記を参照したものである。

